

愛・地球博の写真及び映像の貸出等に関する要領

沿革	平成 19 年 6 月 7 日	19 要領第 1 号	制 定
	平成 20 年 9 月 10 日	20 要領第 5 号	一部改正
	平成 22 年 8 月 1 日	22 要領第 2 号	一部改正
	平成 24 年 4 月 1 日	一般法人移行に伴う一部修正	
	平成 25 年 12 月 7 日	25 要領第 2 号	一部改正

一般財団法人地球産業文化研究所（以下、「財団」といいます。）は、財団法人 2005 年日本国際博覧会協会から引き継いだ 2005 年日本国際博覧会（以下「愛・地球博」といいます。）の写真及び映像並びに愛・地球博理念継承発展事業に係る写真及び映像（単体映像作品を含みます。）について、下記の手続により、それらの貸出又は転載並びにその使用許諾を行います。

記

1 使用できる写真及び映像

許諾を受けて使用できる愛・地球博又は愛・地球博理念継承発展事業に係る写真及び映像は、次のとおりです。ただし、皇族及び著名人の写真及び映像は使用できません。

- (1) 愛・地球博の公式記録写真集又は財団のホームページにリンクされている愛・地球博のページに公開されている写真
- (2) 愛・地球博又は愛・地球博理念継承発展事業に係る公式記録として作成された映像
- (3) その他、財団が著作権を有する単体の映像作品（以下「単体映像作品」といいます。）

なお、写真又は映像の使用に当たって、例えば、特定の国又は企業のパビリオン又は展示物がもっぱら中心的な被写体になっているものについては、それらの国又は企業の許諾を要することがありますので、使用者側において、該当する国又は企業から使用の許諾を予め取得して下さい。

2 申請の方法

愛・地球博の写真又は映像の貸出又は転載並びにその使用を許諾を受けようとする場合は、(1)に指定する申請書を(2)記載の部署に提出して下さい。

(1) 申請書の様式

① 写真の貸出及びその使用許諾申請の場合

別紙様式第1 「愛・地球博写真貸出及び使用許諾申請書」

② 写真の転載許諾申請の場合

別紙様式第2 「愛・地球博写真転載許諾申請書」

③ 映像（単体映像作品を含みます。）の貸出及びその使用許諾申請の場合

別紙様式第3 「愛・地球博映像貸出及び使用許諾申請書」

(2) 申請書の提出先

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町41-12 KDX箱崎ビル6階

一般財団法人地球産業文化研究所 愛・地球博理念継承発展事業部写真映像係

電話 03-3663-2500（代表）

3 許諾の条件

(1) 財団は、前記2の申請書を受理したときは、その申請の内容が愛・地球博の理念の普及啓発に資し、愛・地球博のイメージを損なうおそれがないと認められる場合には、申請のあった写真及び映像の貸出又は転載並びにその使用を許諾します。

また、前記条件のほかに、単体映像作品の上映にあっては、公共施設において無料で上映する場合又は公共放送により放映する場合に限ります。

(2) 「愛・地球博のイメージを損なうおそれ」とは、例えば、次のような場合を想定しています。

① 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用されるおそれがある場合

② 個人の売名に使用されるおそれがある場合

③ 謁謗中傷のために使用されるおそれがある場合

④ いわゆる海賊版の出版物又は映像を作成するために使用されるおそれがある場合

⑤ その他、公序良俗に反する目的で使用されるおそれがある場合

(3) 財団は、申請内容の審査後、速やかに、写真又は映像の貸出又は転載並びにその使用許諾の可否について、文書により申請者に通知します。ただし、当財団は、許諾後、許諾した案件が申請書に記載された目的以外に使用されること又は前記(2)のいずれかに該当することが判明した場合には、判明した時点で、その許諾を取り消します。

4 写真の選定・貸出・転載及び使用条件

(1) 写真の選定

- ① 写真の貸出申請に当たっては、愛・地球博の公式記録写真集又はホームページから予め貸出を受けて使用する写真又は転載する写真を具体的に選定して下さい。
- ② 公式記録写真集は当財団の事務所でご覧下さい。

(2) 写真の貸出

- ① 貸し出しどける写真は、原則として、紙焼きした写真（L 2判）です。プリントに数日かかることを予めご了解下さい。
- ② 必要に応じて、貸し出す写真のデジタルデータ（JPEG イメージ形式）をCDに記録して提供することもできます。
- ③ 上記以外の形式により写真の貸し出しを受けたいときは、係にご相談下さい。
- ④ 写真のプリント、CD作成等が特殊な方法による場合又は数量が多い場合には、その費用（実費）を負担していただくことがあります。

(3) 写真の使用条件

- ① 写真は、許諾された使用目的以外に使用できません。
- ② 複製等を行った写真には、次のいずれかの表示（クレジット）をして下さい。
「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 写真を掲載した印刷物等1部を当財団に提出して下さい。
- ④ 貸し出された紙焼き写真、CD等については、使用後、速やかに返却して下さい。
- ⑤ 貸し出された紙焼き写真、CD等は、大切に使用し、改変等の加工を施さないで下さい。改変、損傷、汚損等があった場合には、損害補償を求めることがあります。
- ⑥ 貸し出された紙焼き写真、CD等を使用目的以外に複製、転貸はできません。

5 映像（単体映像作品を除きます。以下この5において同じです。）の選定・貸出及び使用条件

(1) 映像の選択

- ① 申請書を提出する前に、映像使用の目的等をメモにまとめ、係に説明して下さい。許諾の可能性がある場合には、使用する映像を選択していただきます。
- ② 公式映像を記録したCDは一般財団法人地球産業文化研究所に備え付けてあります

ので、それをご覧の上、使用する映像を選択して下さい。

(2) 映像の貸出

財団が映像の使用を許諾したときは、株式会社N H K プラネット中部支社が映像を複製し、同社を通じて申請者に映像を貸し出します。この場合、複製に要した費用は、申請者が株式会社N H K プラネット中部支社にお支払い下さい。

(3) 映像の使用条件

- ① 映像は、許諾された使用目的以外に使用できません。
- ② 映像が複製された成果物又は放送番組には、次のいずれかの表示（クレジット）をして下さい。

「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 映像が複製された成果物又は放送番組のテープ 1 部を当財団に提出して下さい。
- ④ 映像を複製して作成された放送番組等については、その放送日時を予め係に連絡して下さい。
- ⑤ 貸し出された映像複製テープは、使用後、速やかに株式会社N H K プラネット中部支社に返却して下さい。
- ⑥ 貸し出された映像複製テープは、大切に使用し、改変等の加工を施さないで下さい。
改変、損傷、汚損等があった場合には、損害補償を求めるときがあります。
- ⑦ 貸し出された映像複製テープを使用目的以外に複製、転貸はできません。

6 単体映像作品の貸出及び上映条件

(1) 単体映像作品の貸出

貸し出する単体映像作品は、D V D に収録されたものです。

(2) 単体映像作品の上映条件

- ① 単体映像作品は、許諾された上映目的以外に使用できません。
- ② 単体映像作品の上映を予告する広報資料等には、次のいずれかの表示（クレジット）をして下さい。

「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 貸し出されたD V D は、上映後、速やかに返却して下さい。

- ④ 貸し出されたD V Dは、大切に使用し、改変等の加工を施さないで下さい。改変、損傷、汚損等があった場合には、損害補償を求めるときがあります。
- ⑤ 貸し出されたD V Dを使用目的以外に複製、転貸はできません。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 7 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 10 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、一般法人の設立の登記の日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 7 日から実施する。